

1. 申請の要件		2. 根拠法令	
3. 火薬類の製造施設等の変更に係る許可		火薬類取締法 第10条 第1項	
3. 申請に関する説明			
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類の製造業者が、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事（軽微な変更工事を除く。）、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法を変更しようとするときは、市長の許可を受ける必要があります。 申請に係る製造施設の構造、位置及び設備並びに製造の方法が、それぞれ経済産業省令で定める技術上の基準と同等以上の性能を有し、製造の業を適確に遂行するに足りる技術的能力があり、かつ、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障がないことが必要です。 			
4. 関係条文			
法	第7条 許可の基準	施行令	第4条 定置式製造設備に係る技術上の基準 第4条の2 移動式製造設備に係る技術上の基準 第5条 定置式製造設備に係る製造方法の基準 第5条の2 移動式製造設備に係る製造方法の基準 第7条 製造施設等変更の許可申請
5. 手数料		6. 標準処理期間	7. 申請部数
		14日	3部
8. 告示又は通知			
<ul style="list-style-type: none"> 火薬類取締法施行規則第31条の3の規定に基づく防爆壁の位置、構造、材質等の基準（昭和35年通商産業省告示第76号） 火薬類の製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年通商産業省告示第58号） 火薬類取締法施行規則第5条第1項第1号の3及び第19条第4項の規定に基づき可塑性爆薬に含める物質等を定める告示（平成9年通商産業省告示第548号） 火薬類取締法施行規則第5条第1項第20号の規定に基づく火薬類の容器包装の基準を定める告示（平成10年通商産業省告示第149号） 製造設備が移動式製造設備である製造施設の構造、位置及び設備並びに製造方法の技術上の基準の細目を定める告示（平成11年通商産業省告示第302号） 火薬類取締法施行規則第4条第1項第5号の2の規定に基づき、粉塵爆発の危険性の高い金属粉を定めた件（平成16年経済産業省告示第118号） 16歳以上18歳未満の者が消費を行うことができる特定手筒煙火の製造及び消費に係る基準を定める告示（平成18年3月31日経済産業省告示第69号） 避雷装置の位置、型式、構造、材質等を定める告示（平成27年経済産業省告示第145号） 煙火等の製造所又は煙火火薬庫に設置する防爆壁等の基準について（昭和35年4月22日35軽局第392号） 火薬類取締法の改正について（昭和36年3月6日36軽第560号） 保安教育の実施等に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）（平成16年9月16日平成16・08・06原院第1号） 16歳以上18歳未満の者が消費を行うことのできる特定手筒煙火の製造及び消費に関する火薬類取締法令の規定の解釈について（内規）（平成18年6月30日平成18・06・23原院第2号） 火薬類取締法施行規則第4条第1項第13号の解釈について（内規）（平成18年9月19日平成18・08・17原院第1号） 火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について（令和3年3月1日20210215保局第1号） 			
9. 審査する事項			
製造施設の構造、位置及び設備並びに製造の方法が、それぞれ経済産業省令で定める技術上の基準と同等以上の性能を有し、製造の業を適確に遂行するに足りる技術的能力があり、かつ、公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障がないか審査します。			